



第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理

1. 計画の推進体制

本計画の目標達成に向けた環境施策の計画的な推進や実施などについて、その実効性を確保していくために、以下の方策に沿って本計画の推進を図るものとします。

(1) 大洗町環境審議会

本計画の環境施策に関して、公正かつ専門的な立場から審議を行う「大洗町環境審議会」において、必要に応じて計画の見直しや課題、取組方針等について提言等を行います。

(2) 大洗町環境保全推進委員会

環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁舎内に「大洗町環境保全推進委員会」を設置し、本計画に掲げた施策の効果的推進及び総合的な調整を図ります。また、計画の進行管理、情報収集及び情報発信を行います。

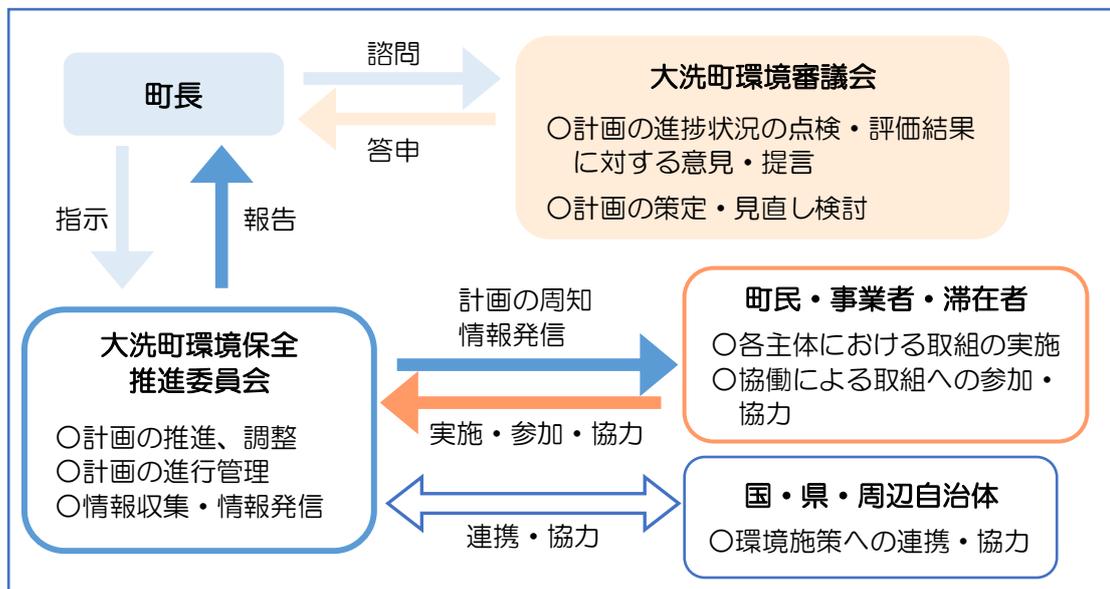
(3) 町民・事業者との協働

本計画に掲げる環境施策を推進するために、町民、事業者に対し、積極的な広報活動による情報発信を図り、協働による取組を進めます。

(4) 広域的な連携

環境の保全と創造に関する広域的課題や地球環境問題等への対応については、国や県、周辺自治体との連携と協力の下、広域的な視点から取組を推進します。

● 計画の推進体制概念図



2. 計画の進行管理

本計画に基づく施策等の進行管理は、計画・管理(Plan)、実施(Do)、点検(Check)、見直し(Action)という環境管理システムの仕組みに基づき実施し、継続的な改善を図っていきます。

